

令和 3 年 3 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 9 号	議案名	琴浦町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について			
目 的	自然災害で住居に被害を受けた世帯に対して給付金を交付する県の制度が改正されたため、所要の改正を行うもの					
内 容	1 概要 自然災害で被害を受けた世帯に対する国の支援策(応急修理制度及び被災者生活再建支援制度)の支援対象が拡大されたことに伴い、国の支援制度対象外となった世帯を支援する県支援制度見直しが行われたため、所要の改正を行うもの。 【鳥取県被災者住宅再建等支援制度】 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の再建方法(建設・購入、補修)、住宅の損傷の程度、世帯人数に応じ給付金を交付する制度。 県及び市町村が共同で基金を設置し、基金を財源として被災者へ交付。 県内で 10 世帯以上の住宅が全壊したものや 1 の市町村で 5 以上の住宅が全壊したものなどで、知事が市町村に協議し指定された災害が対象 (参考：国の支援制度) ○ 応急修理制度 災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が業者に依頼し応急的な修理を行う制度 ○ 被災者生活再建支援制度 自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し支援金を給付する制度 2 改正内容 (1) 一部損壊世帯の住宅の補修について、交付額を 30 万円から国の応急修理費用を控除した額を限度とする。【現行：控除なし】 (2) 一部損壊世帯の住宅について、被害割合が 5 %以上 10%未満の支援額を 5 万円とする。【現行：2 万円】 (3) 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、国の支援金の対象とならない世帯主等とする。【現行：半壊世帯が対象】 (4) 半壊世帯の建設又は購入、補修について、交付額を国の支援金を控除した額とする。【現行：控除なし】 (5) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入に対し、30 万円を支援する。【現行：支援なし】					

被災者住宅再建等支援制度による支援

【変更前】

住宅再建 の方法	世帯 人数	損 傷 の 程 度				
		全 壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半 壊 (20%以上)	一部損壊	
					10%以上	10%未満
建設 又は 購入	複数	300万円	250万円	100万円	-	2万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円	-	
補 修	複数	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円	
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円		

【変更後】

住宅再建 の方法	世帯 人数	損 傷 の 程 度						
		全 壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半 壊 (30%以上)	半 壊 (20%以上)	一部損壊		
						10%以上	5%以上	5%未満
建設 又は 購入	複数	300万円	250万円	100万円 (3)	100万円	30万円 (5)	5万円 (2)	2万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円 (3)	75万円			
補 修	複数	200万円	150万円	上限 100万円 (4)	上限 100万円	上限30万円 (応急修理を受け ることができる 場合にあつては、 応急修理のため に支出されるべき 費用の額を控 除した額) (1)		
	単身	150万円	112.5万円	上限 75万円 (4)	上限 75万円			

半壊(損害割合 30%以上)は、国支援金の支給対象となる建設等の場合は
支給なし、補修の場合は、上限金額から国支援金を控除した額

3 制度改正に伴う町負担について

令和7年度まで基金造成のための積立を行っているが、今回の改正による積立
額の増額はない。

補足事項

施行日 公布の日